

消 防 危 第 9 0 号

平成18年3月30日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長

機械により荷役する構造を有する運搬容器の特例の運用について

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成18年省令第31号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（平成18年総務省告示第148号）が、平成18年3月17日公布され、平成18年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正により、機械で荷役する構造を有する運搬容器として変圧器、リアクトル、コンデンサー等の電気機械器具を運搬する場合の特例基準が整備されました。

貴職におかれましては、下記事項に十分留意の上、その運用に配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されますようお願いいたします。

記

1 電気機械器具

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（以下「告示」という。）第68条の3の3第2項に規定する「これらに類する電気機械器具」に該当するものとしては、次に掲げるものがあること。

- (1) 計器用変成器
- (2) 放電コイル
- (3) 電圧調整器
- (4) 整流器
- (5) 開閉器
- (6) 遮断器
- (7) 中性点抵抗器
- (8) OF ケーブル

2 電気機械器具への表示

前1に示す電気機械器具の運搬にあたっては、電気機械器具の銘板に記載された表示と合わせ、危険物の規制に関する規則（以下「規則」という。）第44条第1項及び規則第44条第6項並びに告示第68条の6の5第1項第1号に規定する表示のうち次の表示を行う必要があること。

- (1) 危険物の品名、危険等級及び化学名
- (2) 危険物の数量
- (3) 注意事項（火気厳禁）
- (4) 電気機械器具の製造年月及び製造者の名称
- (5) 電気機械器具の最大総重量
- (6) 電気機械器具の20℃の温度における内容積
- (7) 電気機械器具の自重
- (8) 危険物を圧力を加えて収納し、又は排出する容器にあっては、最大収納及び最大排出圧力

3 その他

前1に示す電気機械器具以外のものであって、絶縁油である危険物を収納しているものについての特例の適用について疑義がある場合には、危険物保安室に問い合わせされたい。